

事 務 連 絡
令和2年4月20日

各障害福祉施設等管理者 様

香川県健康福祉部障害福祉課
施設福祉・就労支援グループ

新型コロナウイルス感染症防止のための保育施設等の利用について（依頼）

日頃は、障害福祉行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

障害福祉施設等においては、障害福祉サービス等が利用者及び家族の生活を維持する上で欠かせないものであることから、感染拡大防止の徹底を前提として、必要なサービスを継続的に提供するようお願いしているところです。

このたび、市町から障害福祉サービス等利用者に対して、別添のとおり通知していただくようお願いしていることから、当該通知を受けて利用者が障害福祉サービス等の利用を控えることが予想されます。

貴施設におかれましては、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、支援が必要な利用者に対して適切な支援が提供されるよう、市町や相談支援事業所などと連携しつつ、引き続きサービスの提供をお願いします。

また、職員の方がお休みを取りやすい体制づくりについても御配慮ください。

なお、本通知は、障害福祉施設等に対するサービス提供の自粛を要請するものではありませんので、御留意ください。

香川県 健康福祉部 障害福祉課 施設福祉・就労支援グループ 来田、 <u>内原</u> 電 話：087-832-3293 FAX：087-806-0240
--

2障福第7534号
令和2年4月20日

各市町長 殿

香川県知事 浜田 恵 造

新型コロナウイルス感染症防止のための保育施設等利用について

このことについては、厚生労働省から令和2年4月7日付け事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」で、放課後等児童デイサービス事業所の対応についての通知が発出され、香川県においては、令和2年4月14日付けで「香川県緊急事態」宣言を行い、利用者とその御家族の健康を第一に考え、事業所等における新型コロナウイルス感染防止を徹底するため、貴市町から保護者に、4月26日（日）まで、利用を控えるよう依頼することについて、ご検討していただくようお願いしたところです。

今般、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域となったことを受けて、仕事を休んで家にいることが可能な貴市町の保護者に対して、児童の利用を控えるよう依頼することについて5月10日（日）まで延長されるようお願いいたします。

また、事業所に対しても、職員の方がお休みを取りやすい体制づくりについて配慮するよう依頼下さい。

なお、自治体から利用を控えるよう依頼があった場合、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主向け）」、「小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」の休業補償の対象となりますので、申し添えます。

香川県健康福祉部障害福祉課

施設福祉・就労支援グループ 来田、内原

電 話 087-832-3293

FAX 087-806-0240